

採血による橈骨神経本幹損傷の有無

松本・山下綜合法律事務所 弁護士 山下 洋一郎

① はじめに

採血による神経損傷については何度も紹介していますが、橈骨神経本幹損傷の有無が争点になった裁判例を紹介します。

② 事案

Aさん（女性）は、在学している大学看護学科の学校健診による採血時に、採血者が橈側皮静脈から採血しようとして一旦は針が同静脈に入ったが、途中で抜けてしまい、そのままの状態ですぐぐりと血管を探した際に橈骨神経本幹を損傷したことにより神経障害が残存しているとして約5000万円の損害賠償を求めて訴訟提起しました。

Aさんは、採血の翌日に痛みを訴え、脳神経内科、整形外科等の複数のクリニック、大学病院を受診しています。クリニックでは「左橈骨神経麻痺」の判断をしていますが、大学病院神経内科では、橈骨神経の神経伝導検査やMRI検査を行い、橈骨神経損傷の可能性は否定的としています。

採血を担当した看護師は、採血の翌日にAさんが痛みを訴えたことから事故報告書を作成しましたが、そこには採血時にAさんが痛みを訴えたという記載はありません。

③ 裁判所の判断

福岡地方裁判所はAさんの請求を棄却しました（R7.9.26判決）。

まず、橈骨神経の解剖学的位置について触れ、橈骨神経の走路は正中神経よりも深いため、穿刺の時にほど針を深く刺さない限り橈骨神経を損傷する可能性は低く、神経を直接穿刺した場合には激痛が走ると述べ、橈骨神経に達するほど深く穿刺したことを認める証拠はなく、また、激痛を訴えてもいないと判示しました。そして、神経損傷を認めるクリニックの診断もあるが、大学病院では種々の検査を行っているが、クリニックではそうした検査が行われていないことを挙げて、クリニックの判断を否定しました。

④ まとめ

正中神経損傷は責任ありと判断されることが多いですが、正中神経よりも深いところを走行している橈骨神経本幹については、そこまで深く穿刺することは考えにくいという判断と思われます。

ただ、穿刺したまま血管を探る行為は、患者からも評判が悪く、また、こうした訴えにつながり易いことのように思えますので注意が必要です。そして、記録をすること、その内容を正確にすることが大事であることを教えてくれる裁判例です。

バックナンバーは「会員専用サイト」に掲載しています



松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号 日進センタービル7階
電話：043-225-5242